

生産緑地の買取り申出制度について

1 該当する買取り申出の要件

農業の主たる従事者が死亡したとき。

2 買取りの申出後の処理

- (1) 特別の事情がない限り地方公共団体は時価で買取ることとなっています。
- (2) 地方公共団体が買い取らない場合は、農業従事者へあつせんされます。
- (3) 市が買取り申出書を受理した後、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われなかった場合は、生産緑地の行為の制限が解除されます。

3 要件の確認

まず最初に、要件の有無について確認を受ける必要があります。要件の確認後、まちづくり推進課にて提出書類の確認を受けてください。

まちづくり推進課 【4 提出書類】⑤を持参し、主たる従事者が死亡していることの確認を受けてください。

農政課 窓口で生産緑地の買取り申出をしたい旨を伝え、主たる従事者の事前確認を受けてください。(1週間程度の期間を要します)

4 提出書類

- ① 生産緑地買取申出書 [まちづくり推進課]
 - ② 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書* [農業委員会]
※申請から発行までに約1ヶ月程度かかります。
◆まちづくり推進課にて提出書類(①、③~⑩)の事前確認がすべて終わった後に農政課窓口にて申請してください。
 - ③ 土地の登記事項証明書【全部事項】 [法務局]
 - ④ 買取申出者の本人確認書類の写し【住所、氏名が分かるもの。(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、運転経歴証明書など。)]
 - ⑤ 戸籍全部事項証明書(亡くなった、農業の主たる従事者) [市民課]
 - ⑥ 相続人が確認できる書類(相続登記が完了していない場合)
 - ⑦ 仮換地証明書(申請地が区画整理地内の場合) [市街地整備課]
 - ⑧ 権利消滅の同意書(当該土地に所有権以外の権利がある場合)
 - ⑨ 委任状【買取申出者本人の自署必要】(代理人に手続きを依頼する場合)
※窓口で代理人の本人確認書類を確認させていただきます。
 - ⑩ その他、個別の事由により必要となる書類
- ◆書類はすべて原本を提出してください。ただし、③⑤については、原本とコピーをお持ちいただければ、原本は返却可能です。
- ◆事前に担当者とは日程調整いただくと、スムーズな対応が可能です。